

議案第二十七号

三朝町水洗便所改造資金貸付基金条例の設定について

次のとおり三朝町水洗便所改造資金貸付基金条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年三月十一日

三朝町長 安田真一郎

昭和六拾参年参月廿参日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町水洗便所改造資金貸付基金条例

(設置)

第一条 三朝町公共下水道処理区域に住宅を有する者の、既設のくみ取り便所を水洗式に改造するために要する資金(以下「資金」という。)を貸付け、もつて環境衛生の向上に資するため、三朝町水洗便所改造資金貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第二条 基金の額は、一千万円とする。

(貸付対象)

第三条 資金の貸付対象は、既設のくみ取り便所を水洗式に改造し、公共下水道に接続するための、便器、洗浄用具及びこれに伴う給排水管等を新設する事業(以下「改造工事」という。)とする。

(貸付けを受けることができる者の要件)

第四条 貸付けを受けることができる者は、次の要件を備えているものでなければならない。

- 一 公共下水道の供用開始の告示がなされている地域に住宅を有する者
- 二 町民税、固定資産税及び三朝町都市計画下水道事業受益者負担金を滞納していない者

三 公共下水道の供用開始の告示の日から三年以内に改造工事を行う者。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

四 貸付けを受けた資金の償還について十分な支払能力を有する者

五 確実な連帯保証人がある者

(貸付金額)

第五条 資金の貸付金額は、五十万円以内において、町長が定める。

(貸付条件)

第六条 貸付けの条件は、次のとおりとする。

一 貸付金の利率 無利子

二 貸付期間 五十箇月以内

二 償還方法 元金均等月賦償還

三 延滞利息 延滞金額につき年十四・五パーセント以内

(事業実施状況の報告)

第七条 資金の貸付けを受けた者は、町長が定めるところにより、資金の貸付けを受けて行つた事業の実施状況を町長に報告しなければならない。

(実地検査等)

第八条 町長は、必要があると認めるときは、資金の貸付けを受けた者に対し、関係資料の提出を求め、又は実地に検査することができる。

(繰上償還)

第九条 町長は、資金の貸付けを受けた者が資金を貸付けの目的以外に使用したとき、又は貸付条件に従わなかったときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

2 資金の貸付けを受けた者は、必要に応じ、資金の全部又は一部を繰上償還をすることができる。

(基金の管理)

第十条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第十一条 基金の運用から生ずる収益は、下水道事業特別会計歳入歳出予算に計上して処理するものとする。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。